



再支給の受付が始まりました (申請〆切：令和5年3月末日)

支給額	●次の金額を上限として、家賃の実費分について支給	受給中の義務	(本則) ①申請時のハローワークへの求職申込 ②常用就職を目指す就職活動を行う ③月1回以上ふくふく窓口との面談 ④月2回以上のハローワークでの職業相談 ⑤週1回以上企業等への応募・面接等の実施 ※詳細は裏面を参照ください
	1人世帯:53,700円 2人世帯:64,000円 3人以上の世帯:69,800円～83,800円 ※収入額により、支給が一部となる可能性があります		
支給方法	原則、貸主等への直接振り込み		
支給期間	特例のため3ヶ月間限定です		

● 8つの要件すべてに当てはまる方が対象となります。(添付書類は省けるものがあります)

住居確保給付金の支給対象要件		添付書類									
① 離職等により経済的に困窮し、住宅喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること	② 申請日において、離職・廃業または個人の責に帰すべき理由や都合によらないで収入が減収し、離職時と同程度の状況にあること	① 本人確認書類	運転免許証、個人番号カード、健康保険証、住民票、在留カードなど								
				③ 離職等の日において、主たる生計維持者であったこと	② 離職関係書類 (離職の方)	離職票、退職証明書、給与の振込みが途絶えた通帳およびWEB通帳等などいずれか					
④ 申請月の世帯収入合計額が基準額+家賃額以下であること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収入基準額 (月收入)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>84,000円 + 申請者家賃額(上限53,700円) 以下</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>130,000円 + 申請者家賃額(上限64,000円) 以下</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>172,000円 + 申請者家賃額(上限69,800円) 以下</td> </tr> </tbody> </table> ※収入の種類、その他の世帯の基準額は裏面を参照ください	区分	収入基準額 (月收入)				1人世帯	84,000円 + 申請者家賃額(上限53,700円) 以下	2人世帯	130,000円 + 申請者家賃額(上限64,000円) 以下	3人世帯
		区分	収入基準額 (月收入)								
		1人世帯	84,000円 + 申請者家賃額(上限53,700円) 以下								
		2人世帯	130,000円 + 申請者家賃額(上限64,000円) 以下								
3人世帯	172,000円 + 申請者家賃額(上限69,800円) 以下										
⑤ 申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額の6ヶ月分以下であること	③ 収入関係書類 世帯全員分	申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し ※あれば直近3ヶ月の収入が分かるもの									
			④ 預貯金関係書類 世帯全員分・存在する口座全	・申請者と同居家族全員の金融機関の通帳およびWEB通帳の写し ※直近3ヶ月以上の記帳を済ませたもの							
					⑤ その他	●賃貸借契約書 (最新のもの) ●ハローワークの求職番号 (離職の方)					
⑥ 公共職業安定所に求職申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した就職活動を行うこと	★申請書と上記添付書類をご提出いただいた後に審査を経て、支給の可否が決定されます。	申請先 【お問い合わせ先】	国立市役所 福祉総務課 ふくふく窓口 「住居確保給付金」担当まで 042-576-2111 (内線275・292)								
⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと											
⑧ 申請者及び申請者と同一世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと											

※4人世帯以上の基準額の計算は以下の通りです

世帯人数	家賃上限	+	基準額	=	収入基準額
4人	69,800	+	214,000	=	283,800
5人	69,800	+	255,000	=	324,800
6人	75,000	+	297,000	=	372,000
7人	83,800	+	334,000	=	417,800
8人	83,800	+	370,000	=	453,800
9人	83,800	+	407,000	=	490,800
10人	83,800	+	443,000	=	526,800

※算定する収入の範囲等

- ・給与収入
- ・事業収入（自営業）
- ・公的給付等（雇用保険の失業給付、児童手当等各種手当、公的年金、福祉手当等）
- ・親族からの仕送り
- ・借入金又は公的給付（ただし、臨時的な借入や給付については収入として算定しない）

※受給中の義務（求職活動及び就労支援について）

（1）受給者の求職活動要件（本則）

イ）離職・廃業

- ①申請時のハローワークへの求職申込
- ②常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ③月に1回以上のふくふく窓口との面談等
- ④月2回以上のハローワークにおける職業相談等
- ⑤週に1回以上の企業等への応募・面接の実施

ロ）休業・収入減少

- ①月に1回以上のふくふく窓口との面談等
- ②申請の際、休業等の状況についてふくふく窓口へ報告
- ③受給決定時に、ふくふく窓口における面談を実施し、本人に応じた活動方針を決定する

※ご不明な点はお問合せください